

# 株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長報告

平成26年12月17日

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会は、三次市（以下「市」という。）が出資する株式会社三次ケーブルビジョン（以下「三次ケーブルビジョン」という。）の平成24年度三次市個別外部監査結果報告（以下「外部監査結果報告」という。）において、経営上の課題や問題点が数多く提起されたことにより、三次市議会としても、これを三次ケーブルビジョン固有の問題として看過することはできないとの意見が多く出され、その全容の解明と適正かつ健全な経営を構築することを目的として、平成25年2月28日に13人の委員をもって設置されました。

この2年間に特別委員会を25回開催し、平成13年から平成25年当時に本事業に携わった市の関係者及び三次ケーブルビジョン関係者からの意見聴取等を行い、また、市直営のケーブルテレビ事業の民間譲渡を決めた新潟県上越市への視察研修も行ってきました。

今回は、中間報告以降、市で策定された「三次ケーブルテレビ設備更新計画策定業務成果報告書」（以下「設備更新計画報告書」という。）を基に関係者への聞き取り及び委員会で検討したものをまとめ、本特別委員会設置目的となった調査項目に沿い、今後のCATV事業の在り方も含め最終報告するものであります。

## 1 IRU契約（ケーブルビジョン設備等の賃貸借に関する契約書）に基づく債務と施設利用権の会計処理について

市は、三次ケーブルビジョンとの間でIRU契約を締結し、平成17年3月市議会定例会において吉岡元市長が「過疎債等の財源資金をもってハード面の整備を行い、当然、一般財源部分の持ち出しが起債の関係で出てきますから、それをケーブルテレビの会社の方で使用料として、施設使用料として払っていただくということで、将来にわたっても市の持ち出し、今起債償還も含めての

ものがでない仕組みとして、今現在の計画を行っている。」と答弁しているとおおり、平成19年から平成43年まで約23億3,900万円を三次ケーブルビジョンが賃借料として支払う契約を結んでいる。しかし契約が設備更新費用や将来のことまで考慮されていたとは考えられず、検討が不十分で無責任な内容であったと言わざるを得ない。

更には、平成21年度から平成23年度までの無停電電源装置のバッテリー交換経費の追加分など1億5,700万円が変更契約により増額されているように、設備更新の毎に賃借料が「雪だるま式」に上乘せされている状況にあり、利益を全額投入したとしても現状を考えると継続して事業を行うことは困難である。

これらのことを考えると総務省「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」の「IRU要件」に謳われている「合理的な使用料金の設定がされていること。」のとおり、今後は双方で実情を踏まえた官民の役割部分の仕分けを行い、継続可能な契約内容に変更することが必要である。

## 2 平成15年（開業時）から平成19年までの「二重帳簿」による決算操作について

三次ケーブルビジョンが開業時から税務署に指摘されるまでの5年間にわたり使い分けていた株主用と税務用の2通りの決算書の存在について、外部監査結果報告では、「税務上は、開業費を『損金処理』して課税を回避する一方、株主用では、これを『繰延資産』として資産計上し、損失の繰り延べを行って、利益を計上しようとしたことにある。これにより、当期純利益は2通りのものが存在していたことになる。明らかな『決算操作』である。」とされている。

関係者からの聞き取りでは、株主用は、開業費を繰延資産として計上し、単年度決算の赤字部分を圧縮、少しでも会社状況を良く見せようと作成されたもので、あくまでも税務申告は、関係法令に沿った書類が提出されていたということが確認できた。

「決算操作」との指摘もあるが、言葉で感じられるような悪意はなく、当時の担当の会計処理に対する認識不足、勘違いのなせるやり方であったと思われる。

公認会計士から言わせると「考えられない会計上の処理」であろうし、そう指摘されても弁解のしようがない行為で税務処理上許されるものではない。

しかし現在は、当時の税理士の指摘により正しい処理に改められている。

### 3 子会社「ピオネットサービス株式会社」の設立から清算に至るまでの経過について

平成17年に設立し、平成20年に清算された子会社ピオネットサービス株式会社（以下「子会社」という。）は、参考人や三次ケーブルビジョン関係者から、開設に向けて専門性や機動力を生かす目的で設立され、平成20年市内全域でのサービスが可能となった時点で所期の目的を終えたことによって清算したものであると説明を受けた。しかしながら、会社定款を見る限り設立当初は多角的経営をめざしていたもので、実際には当初の目的から方針が変わってきたと推測できる。委員からは、当時では初めての工事であり、番組制作や機器設置等と並行して、地域の工事業者に手法・技術の徹底を求めるための妥当な会社設立、そして、3年間でほぼ全域の工事を完了したため、正当な経営判断のもとの清算だったとの意見もあったが、この間の経過、また、子会社が請け負った業務の内容を考えると親会社である三次ケーブルビジョンでも十分対応できたもので、わざわざ子会社を設立する意味があったのかとの意見が多く出された。

外部監査結果報告においても、これらのはっきりしない点や、後に、帳簿等は確認されたが、監査時に調査依頼に適切に対応できなかったことから、「ペーパーカンパニーに近い子会社」と指摘されてもいる。

しかし後日、本特別委員会に提出された資料を審査した限りでは、ペーパーカンパニーから連想されるような不正な会計処理は見られなかったことは申

し添えておきたい。

今後は、第三者から疑義を持たれるような会社設立を反省し、政策決定には情報開示を徹底的に行うなど説明責任を全うしなければならない。

#### 4 設備更新投資計画について

三次ケーブルビジョン設立から10年、開局後8年を迎え、現有の放送・通信・施設設備の中で耐用年数の短い機器については更新時期が到来しており、今後の設備更新に係る方針決定が急務となっている。

しかし、先にも述べているように元市長の議会答弁や後援会報によって、市は一貫して「設備更新費用等には一般財源を持ち出さない仕組みとして進んできた。」としている。

元市長がCATV事業の将来設計を行っていなかったこと、また、一連の発言によってこのような混乱を招いた責任は重く、議会の審査不足を含めて深く反省しなければならない。

よって、今後市は「公設民営の責任は市にある。」としているように、改めてCATV事業のサービスの必要性、持続性、公共と民間の役割分担、合理的な事業運営等を総合的に整理し、「公が担うべき部分の費用は負担していく。」と方向転換をすべきではないかと考える。

設備更新計画報告書の設備更新概算表によると、今後の設備費など20年間で約58億8千万円と試算されている。

これらの費用については、国、県の支援策、先行事例の情報を参考に、早期に三次ケーブルビジョンと協議を行い、健全な経営に向けた設備更新方針を示されたい。

#### 5 三次市ブロードバンドひかり基金について

三次ケーブルビジョンは整備費のうち市の一般財源分相当をIRU契約で市

に賃借料として支払っている。その賃借料を市は、「三次市ブロードバンドひかり基金」（以下「基金」という。）として積み立てているが、その基金を三次ケーブルビジョンの設備更新費用に充てるのか、この事業整備に係る一般財源相当額の償還を行うのかということは定かになっていなかった。

この賃借料約23億3,900万円では、今後想定される更新費用約58億8千万円の全ては賄えない。

本特別委員会は、基金を更新費用の一部に充当するためにも、前述のように「市の一般財源からのCATV事業への支出は行わない。」との方針は転換する必要があると考える。

この基金を今後の更新費用に充てることを明確にするためにも基金条例の見直しも必要であり、CATV事業を継続するためには、三次ケーブルビジョンとのIRU契約の見直しと相まって、基金を十分に積み立てながら、有効的かつ適切に活用することが必要である。

## 6 外部監査結果報告の「指摘事項」及び「意見」について

指摘事項22項目、意見22項目については、三次ケーブルビジョンが自ら検討、修正を行い会計処理等の不備な点については市の監査委員とともに改善が行われている。

市は今回の外部監査報告書の指摘を一過性のものとせず、今後も定期的に三次ケーブルビジョンの経営状況の点検を行い、設備の稼動状況や棚卸について情報交換をしていくよう求める。

## 7 今後のCATV事業の在り方について

### (1) 事業の位置づけ

CATV事業は、難視聴地域・情報通信過疎地域の解消、市民の健康管理、農業振興、企業活動の促進、老朽化する有線放送や防災無線に代わる伝達手段など、様々な課題を解決するために協議を重ね事業を実施してきた。

今やCATV事業の果たしている役割は大きく、現在、防災情報を音声告知放送で市全域へ拡大していく計画であり、市民生活により密着したものとなっている。

## (2) 運営の現状

「将来にわたっても市の持ち出しはでない仕組みである。」と説明されてきたCATV事業は、これから多額な設備更新費用が必要となることを考えると、当初から市の負担なしでの運営は不可能であったし、永続的に利益を出して民間単独で運営できる事業ではなかったということになる。

今後の設備更新費を試算された結果、前述のとおり、20年間全体で約58億8千万円が必要であり、三次ケーブルビジョンの利益を全額投入したとしても設備更新費を賄うことは困難な状態にある。正に、至心の道に立ち返り深く反省しなくてはならない。

## (3) 事業形態とまとめ

三次ケーブルビジョンは、民間事業者による市内全域設備投資が見込めないため公設民営形態で設立されたことは理解している。設立10年を経過し、社員一丸となった経営努力のもと、IRU契約賃借料（年間1億900万円）の負担後、なお利益（税引前）を2千万から3千万円を計上しており、収支は順調に推移している。市が策定した「第2次三次市総合計画」においても情報通信網（双方向発受信可能なCATV）の整備にも明記してあるように今後一層、役割は大きくなるものと考えられ、より市民に密着した事業展開を行っていく必要もある。

今年7月に新潟県上越市のCATV事業の現状を視察し、収支予測、今後の見通し、譲渡条件、譲渡先事業者の募集結果などについて研修を行った。

直営での事業継続が困難となった上越市が民間事業者へ譲渡するといった内容であった。設立経緯や公設民営として運営している本市にそのまま当てはめることは妥当とは言えないが、その譲渡先を決定するに至った大きな要因であるサービス内容を工夫し、魅力ある事業として加入者獲得をめざすことは、今後もこの事業を担うべき三次ケーブルビジョンにおいても、必要不可欠な取組

である。

また、設備更新費の削減やニーズの把握・反映、運営上の課題（設備費・機器性能・設備管理に係る人件費）、技術動向（新製品や4K等の今後の放送規格等）、運営形態（多額の設備投資の必要性、事業の統合・譲渡）を総合的に判断しながらの事業の展開が求められており、市と三次ケーブルビジョンの双方で設備更新計画報告書の方針を共有し、今後の方向性を示すことが喫緊の課題である。

変化する社会情勢の中、第2次三次市総合計画に掲げる、新たな「ひとづくり」「くらしづくり」「仕事づくり」「環境づくり」「しくみづくり」を実践するため、情報システムの安定的な運用を市の責務として、あらゆる情報をオープンにし、公正と透明性を確保しながら、脚下照顧の行政運営を進められたい。

以上、「市民にとって必要とされ、愛され続けるCATV事業」となるよう切望し、委員長報告とします。